

いじめ対応冊子「いじめ防止に向けて（改訂版）」の発行について

1 発行のねらい

各学校・園における、いじめ問題の未然防止・解消に向けた、積極的かつ組織的な取組を推進する。

2 内容

- (1) いじめの定義
- (2) 「いじめ」の問題に対する学校の基本的な取組
- (3) 「いじめ対応」の校内体制づくり
- (4) 「いじめ」に対応できる校内研修
- (5) インターネット等によるいじめ
- (6) 関係諸機関との連携
- (7) 報道機関への対応
- (8) 「いじめ防止対策推進法」の概要
- (9) 中野区いじめ防止基本方針

3 配布対象

全教員

4 その他

- (1) 平成 26 年 5 月 各学校においていじめ対応のための基本方針を策定
- (2) 平成 26 年 7 月 教育委員会によるいじめ防止研修会の開催

いじめ防止に向けて

改訂版



平成26年3月

中野区教育委員会

は じ め に

中 野 区 教 育 委 員 会
教育長 田 辺 裕 子

一昨年、いじめが大きな社会問題となりました。子どもたちの健やかな成長はみんなの願いであり、教育委員会としても安心して通え、楽しく学べる学校づくりに努めているところです。しかし、その後もいじめに関する報道がしばしばなされます。残念ながら、中野区の学校でも、いじめ等の問題が生じていることは事実です。いじめは、その対象となった子どもに深刻な苦痛を与え、時には不登校や自殺などに追い込むこともあるなど、決して許されない行為です。

昨年度、中野区教育委員会では、各小・中学校、幼稚園、関係諸機関のご協力をいただき、「いじめ防止に向けて」を作成しました。これは、いじめの早期発見や早期解消を図るために、学校・園で今まで取り組まれてきた具体的な指導例や実践事例を中心に編集したものです。

こうした中、国によって平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行（平成 25 年 6 月 28 日公布）されました。この法律では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と、いじめの禁止を明確に示すとともに、いじめ防止に向けた、行政や学校、保護者の責務が記されています。

そこで、中野区教育委員会では、中野区の「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ対応の基本的な考え方、対応の基本方針等をまとめました。そして、「いじめ防止に向けて」を改訂し、各学校・園における、いじめ問題の未然防止・解消に向けた、積極的かつ組織的な取組をさらに推進していただくようにしました。

保護者・地域の皆様、関係機関との連携を強め、中野区の学校ではいじめが起らない、たとえ起こっても早期に解決する、そんな環境を作っていきたいと思います。

平成 26 年 3 月

目 次

はじめに	1
1 いじめとは	3
2 「いじめ」の問題に対する学校の基本的な取組	4
3 「いじめ対応」の校内体制づくり	12
4 「いじめ」に対応できる校内研修	15
5 インターネット等によるいじめ	17
6 関係諸機関との連携	18
7 報道機関への対応	18
8 「いじめ防止対策推進法」の概要	19
9 中野区いじめ防止基本方針	21
10 参考文献等	29

1 いじめとは

いじめ防止対策推進法

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、次のように定義されています。

- 本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
- 「いじめ」とは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要である。

被害を受けた児童・生徒が「いじめ」と感じたら、「いじめ」であるという基本的な姿勢は変わりません。児童・生徒の側に立った共感的な理解の側面から「いじめ」の認識をもつことが必要です。

【事例 1】 いじめの定義のみにとらわれてしまうと…

A男は、学級の男子数名から、無視や暴力を受ける等のいじめにあっていた。しかし、教師や保護者にいじめの事実を話すと、もっとひどいことになると思い、誰にも真実を話すことはなかった。

いじめがエスカレートする中、耐えきれなくなったA男は、いじめを行ってきたB男と殴り合いになり、担任の教員から指導を受けることになる。A男は今までのいじめの経緯について担任の教員に必死に話をするが、A男とB男の暴力行為のみに注意が向いている教員は、「理由はどうあれ、暴力をふるったことは悪いことだ。けんか両成敗だ。」とお互いに謝罪させ、今後けんかはしないように指導した。担任や学級に絶望したA男は次の日から学校に通わなくなる…。

【事例 2】 児童・生徒の心のサインを見逃さなければ…

C子は、くせ毛の頭髪を、学級の女子数名にからかわれ、暴言や差別を受けるいじめにあっていた。はじめは我慢していたが、精神的に苦痛を感じ、「気分が悪い」と保健室に通うことが増えるようになった。特に病気でもないのに、保健室への来室が増えたことを気にした養護教諭が、担任の教員にC子について注意を促すように指示した。担任の教員がC子について注意深く観察する中、学級の女子のC子への「からかい」を中心としたいじめの問題が顕在化し、関係の子どもへの指導と保護者への連絡、学級全体への指導を行うことにより、いじめの解消に向かうことができた。

2 「いじめ」の問題に対する学校の基本的な取組

① 早期に発見し、的確な指導を行う

児童・生徒の心のサインを見逃さず、早期の実態把握や早期対応を図ることが大切です。

日常的な教育相談の充実と併せて、以下の「いじめ発見のポイント」に留意することも必要です。

いじめ発見のポイント

1 表情・態度

- ☐ 笑顔がなく沈んでいる。
- ☐ ぼんやりとしていることが多い。
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- ☐ 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- ☐ 感情の起伏が激しい。
- ☐ いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- ☐ 体に原因が不明の傷などがある。
- ☐ けがの原因をあいまいにする。
- ☐ 顔色が悪く、活気がない。
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- ☐ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- ☐ 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- ☐ かばんや筆箱等が隠される。
- ☐ ノートや教科書に落書きがある。
- ☐ 机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。
- ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。
- ☐ 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ☐ 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- ☐ 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。
- ☐ いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- ☐ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐ すぐに保健室に行きたがる。
- ☐ 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- ☐ いつも遊びの中に入れない。
- ☐ 友達から不快に思う呼び方をされている。
- ☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- ☐ 笑われたり冷やかされたりする。
- ☐ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- ☐ 特定のグループと常に行動を共にする。
- ☐ プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- ☐ よくけんかが起こる。
- ☐ 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

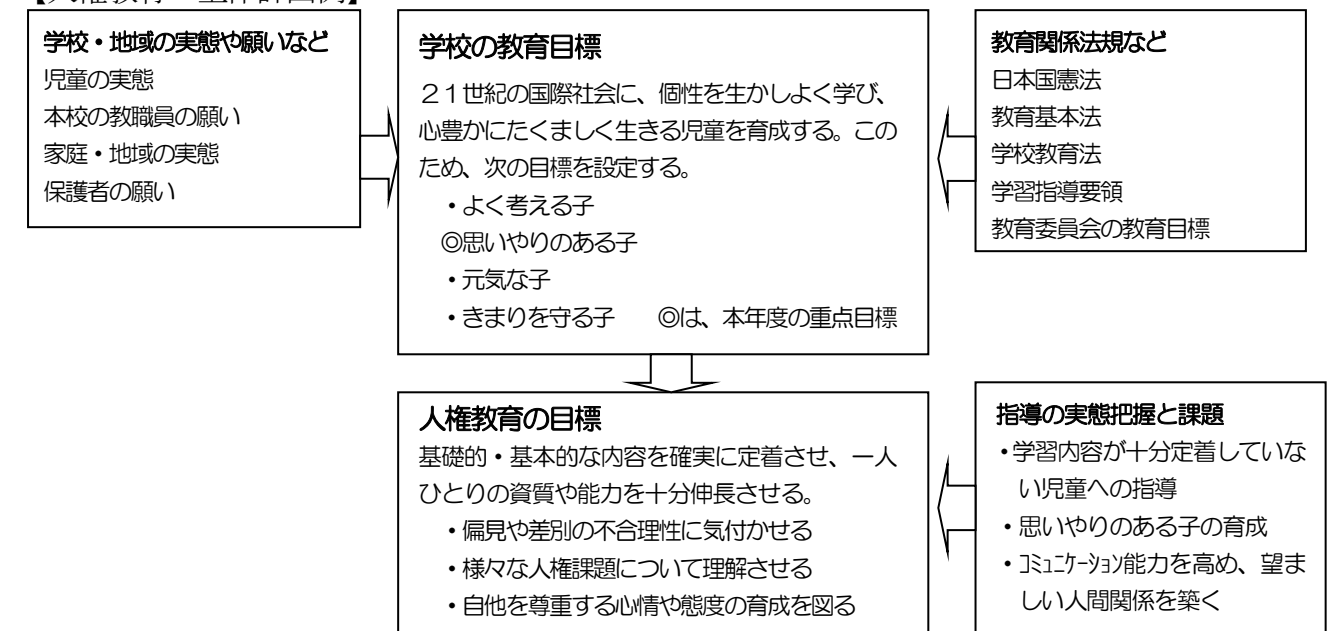
- ☐ 教師と視線を合わせなくなる。
- ☐ 教師との会話を避けるようになる。
- ☐ 教師とかかわろうとしない、避けようとする。

「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）より

② いじめを許さない雰囲気をつくる

教師や児童・生徒による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を築くことが大切です。そのためには、学校の全教育活動の中で、意図的・計画的に、人権を尊重する教育を推進する必要があります。

【人権教育 全体計画例】



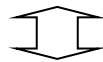
各学年の重点目標（課題）

学年	情操・意欲・態度	基礎的な実践力	人間関係
低学年	- 情操を豊かにする - 人を傷つけてはいけないことを理解する - 互いを大切にし、思いやりをもとうとする	- 基本的な生活習慣を身に付ける - 人と関わることの楽しさを感じる	友達とのかかわりを深め、一人ひとりが生き生きと学校生活を送る
中学年	- 身近な生活にある様々な偏見や差別に気付く - 人権課題について、正しく理解する - 相手の立場に立って考える	- 基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける - 善悪について考え、正しく判断する - 表現力を高め、相手に伝える	- 友達とのかかわりを深める - 望ましい人間関係を築き、一人ひとりが生き生きとした学校生活を送る
高学年	- 様々な偏見や差別に気付き、その不合理性を正そうとする - 人権課題について、正しく理解し、解決しようとする - 相手の立場に立って考え、行動する	- 基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける - 思考力、判断力、表現力を高め、自己実現を図る - 個性や能力を高め、自己の将来について考える	- 友達とのかかわりを深める - 望ましい人間関係を広げ、一人ひとりが生き生きとした学校生活を送る - 信頼できる友人関係や大人とのかかわりを深める

目指す児童像

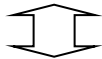
低学年	心豊かに思いやりをもつ子	人とかかわりを楽しむ子	友達と仲良く生き生きと学校生活を送る子
中学年	思いやりをもち、相手の立場に立って考える子	善悪を正しく判断し、行動できる子	友達とのかかわりを広げ、生き生きとした学校生活を送る子
高学年	偏見や差別を許さず、誰に対しても思いやりをもって行動する子	善悪を正しく判断し、勇気をもって行動できる子	友達とのかかわりを深め、生き生きとした学校生活を送る子

ア) 明るく楽しい学校 ・授業が分かり、学び楽しさを知る ・技術や技能を身に付け、できる喜びを味わう ・挨拶がこだまし、心を通わせる イ) 生き生きと活動できる学校 ・基本的な生活習慣を身に付け、健康の保持・増進を図る ・何事にもねばり強く、一生懸命努力する ・意欲的に学習や運動に取り組む ・よい作品やよい文化を作る ウ) 美しい学校 ・清掃や係活動、委員会、ボランティア活動に取り組む	・美しい言動がとれる ・正しい言葉遣いをする ・物を大切に使う エ) 笑顔の絶えない学校 ・友達と仲良く学び、よく遊ぶ ・互いを認め合い、響き合い、高め合う オ) 思いやりのある学校 ・自分の思いや考えを表現できる ・相手の身になって考える ・動植物を育てる等、勤労体験活動を行い、汗して働く喜びを知り、共感し合う
--	--



人権教育に関わる年間指導計画作成のための方針

・具体的な実践内容における人権教育のねらいを明確にする ・学校・家庭・地域社会における生活経験を取り入れ、身近な問題を取り上げる ・交流型、対話型の体験学習を取り入れる ・見学や調査を行うなど多様な手法を用いて学習意欲を高める	・各教科や道徳、特別活動等、相互の関連を図り、効果的な指導内容・方法を工夫する ・時期に応じた学校行事との関連を図る ・実態に即して効果を高められるよう計画する ・全教職員が、共通理解し実践できる計画を作成する
--	--



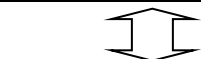
教職員の研修

・人権教育のねらいを踏まえその実現に向けて研修研鑽に努める。 ・人権を尊重することを常に確認する。 ・教師の専門性、指導技術を高める。 ・外部講師等も有効に活用する ・一人ひとりの研修成果を全員に生かす。
--



学年・学級経営

・人権教育に関わる学年・学級経営の目標を設定する。 ・一人ひとりを大切にし、学級の一員としての存在感をもたせる。 ・人権上の課題を解決し、望ましい人間関係を作る。 ・言語環境を整え、教育環境を整備する。 ・家庭・地域社会等との連携・協力を図り信頼関係を深める。 ・いじめ、体罰は、許さない。 ・話し合いを大切にし、互いの人権を尊重する。
--



家庭、地域社会等との連携

・児童一人ひとりが生き生きと生活できる環境を整える。 ・家庭と協力して基本的な生活習慣を身に付けさせる。 ・地域の自然や文化に親しみ、郷土を愛する心を育て地域の人の協力を生かした教育活動を行う。

③ 児童・生徒の人権感覚を高める

児童・生徒の人権感覚を高めるためには、意図的・計画的に人権を尊重する教育を推進することが必要です。特に、道徳の時間や学級活動での指導を中心に、心の教育の充実を図り、基本的人権を尊重する態度やいじめを起こさない態度を養うことが重要です。

※道徳の指導展開例

差別やいじめをしない態度を養う 道徳・小学校 低学年

(資 料) 「はしのうえのおおかみ」(1ねんせいのどうとく 文溪堂) 2－(3) 友情

(ねらい) 友達と仲よく助け合い、差別やいじめをしない態度を養う。

(児童につけたい力)

この時期には、特に身近にいる友達と仲よく活動し、助け合うことの大切さを指導する必要がある。

資料を活用した指導を展開することにより、差別や偏見なく、友達と仲よく助け合う態度を養う。

(展開例)

	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導 入	1 友達に優しくされた経験を話し合う。 ○ 友達に優しくされたことはありますか。その時、どんな気持ちになりましたか。 ・校庭で足をすりむいたとき、「大丈夫？」と声をかけてくれた。うれしかった。	・友達に優しくされた経験とその時の気持ちを想起し、ねらいとする価値への導入をする。
展 開	2 資料の範読を聞いて、話し合う。 ○「もどれ、もどれ」と言って動物たちを追い返したおおかみはどんな気持ちでしたか。 ◎「ほら、こうすればいいんだよ」くまに抱きかかえられたおおかみはどんな気持ちになりましたか。 ○みんなを優しく渡してやるおおかみは、どんなことを考えていますか。	・おおかみの気持ちになって資料を聞くようにする。 ・クマ役(教師)とおおかみ役(子ども)で、動作化を行う。
	3 友達に優しくした経験を話し合い、実践への意欲を高める。 ○友達に優しくしたことはありますか。その時、どんな気持ちになりましたか。	・自分自身のことについて考えさせる。
終 末	4 教師の説話をする。(差別やいじめのない仲のいい学級風土をつくる)	

差別を許さない態度を養う 道徳・小学校 中学年

(資 料) 「ぼくは『鼻毛』じゃない」(日本文教出版) 2－(3) 信頼・友情

(ねらい) 差別を見ぬき、他人から受ける差別的な言動に対して強い怒りをもち、差別を許さない態度を培う。

(児童につけたい力)

この時期には、気の合う友達同士で仲間をつくる傾向がある。自分たちの世界を確保し、楽しもうとするのである。その反面、考え方の違う友達を排除しようとするかもしれない。資料を活用した指導を展開することにより、差別や偏見に対する強い怒りをもち、差別を許さず、健康的な仲間集団を形成しようとする態度を養う。

(展開例)

- 1 自己の経験を想起する。
 - ・友達に嫌なことを言われたとき、どんなことを考えますか。
- 2 資料を読んで、話し合う。
 - ・ぼくがいつも「鼻毛」と呼ばれているうちに、それほど腹も立たなくなってしまったのはなぜですか。
 - ◎二人の友達のやりとりを聞いているうちに、はずかしくなるとともに、腹立たしくなってきたぼくは、どんなことを考えましたか。
 - ・お父さんから名前のわけについて聞いたぼくは、どんなことを考えましたか。
- 3 自己の経験を話し合い、実践への意欲を高める。
 - ・嫌なことを言われたりされたりしたとき、「嫌だ」と言えたことはありますか。そのとき、どんな気持ちになりましたか。
- 4 教師の説話を聞く。(差別やいじめを許さない態度の大切さ)

人権を尊重する態度を養う 道徳・小学校 高学年

(資 料) 「きよみちゃん」(学校図書) 4－(3) 公正・公平・正義

(ねらい) いわれなき偏見や差別を受ける心の痛みに気づき、誰に対しても人間として尊重していこうとする心情を育てる。

(児童につけたい力)

この時期には、身近な差別や偏見に気づき、公平で公正な態度を養うことを通して、社会正義についての自覚を深めていく指導を適切に行うことが大切である。資料を活用した指導を展開することにより、いわれのない差別や偏見に対する強い怒りをもち、差別を許さず、人権を尊重する態度を養う。

(展開例)

- 1 自己の経験を想起する。
 - ・友達に嫌なことを言われたり、また、言われている友達を見たとき、どんなことを考えますか。
- 2 資料を読んで、話し合う。

- ・あだ名や「ガマが飲んだ水道はきたねえぞ」などと言われたとき、きよみちゃんはどうな気持ちだったでしょう。
 - ◎きよみちゃんの事情を先生から知らされた明たちは、どんな気持ちになったでしょう。
 - ・きよみちゃんの死を知ったとき、明たちの胸にどんな思いがかけめぐったでしょう。
- 3 自己の経験を話し合い、実践への意欲を高める。
 - ・自分や友達が、嫌なことを言われたりされたりしたとき、「嫌だ、いけないよ」と言えたことはありますか。そのとき、どんな気持ちになりましたか。
 - 4 教師の説話を聞く。(勇気を持ち、差別やいじめを許さない態度の大切さ)

いじめに同調しない態度を養う 道徳・中学校

(資料)「いつも一緒に」(文部省 中学校 読み物資料とその利用) 2－(3)友情

(ねらい) 心から信頼できる友達をもつことの大切さを理解し、いじめに同調しない態度を養う。

(生徒につけたい力)

この時期の友情は、部活が同じ、家が近いなどの偶然的要因によって始まることが多い。ともすれば、表面的な友人関係に終わってしまうことが多いとされる中学生に友情を育てていくことの難しさ、本当の友人の大切さを感じさせたい。資料を活用した指導を展開することにより、いじめに同調せず、心から信頼できる友情を培う態度を養う。

(展開例)

- 1 自己の経験を想起する。
 - ・「親友」という言葉からどんなことを考えますか。
- 2 資料を読んで、話し合う。
 - ・みゆきがレギュラーに決まって、真理子は何を感じましたか。
 - ・真理子がみゆきに今までになく強く反発してしまったのはどんな気持ちからですか。
 - ・「みゆきを見捨てよう」という恵子たちの言葉を聞いて、真理子はどんなことを考えましたか。
- やり直したいと思ったとき、真理子の心の中で「友達」という言葉は、どんな意味をもつようになったのでしょうか。
- 3 自己の経験を話し合い、実践への意欲を高める。
 - ・友情を育てていく上で、何が大切だと思いますか。
- 4 教師の説話を聞く。(いじめに同調せず、心から信頼できる友情の大切さ)

④ 温かい人間関係を築く

かかわり合いを通して、他の児童・生徒や教師、教師以外の学校職員等との温かい人間関係を築くことが大切です。幼稚園・学校での読み聞かせや、家庭での本のお話を中心とした話し合いなどのかかわり合いをとおして、豊かな心を育てていくことが温かい人間関係を築くもととなります。

学校や幼稚園、家庭で読ませたい豊かな心を育てる本

(読み聞かせ等に活用できる本)

【幼稚園】

- ①「けんかのきもち」 柴田 愛子(文) 伊藤 秀男(絵) <ポプラ社>
- ②「クレリア」 マイケル グレイニエツ(文と絵) ほその あやこ(訳) <セーラー出版>
- ③「ともだちや」 内田 麟太郎(作) 降矢 なな(絵) <偕成社>
- ④「ともだち おまじない」 内田 麟太郎(作) 降矢 なな(絵) <偕成社>
- ⑤「ぼくじゃない」 木村 泰子(絵と文) <至光社>
- ⑥「わらっちゃった」 大島 妙子(作・絵) <小学館>
- ⑦「ともだちほしいな おおかみくん」 さくら ともこ(著) いもと ようこ(絵) <岩崎書店>
- ⑧「花さき山」 斉藤 隆介(著) 滝平 二郎(絵) <岩崎書店>
- ⑨「いいたくない」 かさい まり(作・絵) <ひさかたチャイルド>
- ⑩「ころりん ごろん ごろごろ」 香山 美子(著) 柿本 幸造(絵) <ひさかたチャイルド>
- ⑪「けんかのきもち」 柴田 愛子(作) 伊藤 秀夫(絵) <ポプラ社>
- ⑫「ひさのほし」 斉藤 隆介(文) 岩崎 ちひろ(絵) <岩崎書店>
- ⑬「泣いた赤鬼」 浜田 広介(作) 梶山 俊夫(絵) <偕成社>
- ⑭「たろうのともだち」 村山 桂子(作) 堀内 誠一(絵) <福音館書店>
- ⑮「にじいろのさかな」 マーカス・フィスター(作) 谷川 俊太郎(訳) <講談社>

【小学校】

- ①「あの子」 ひぐち ともこ(作・絵) <エルくらぶ>
- ②「さるのオズワルド」 エゴン・マチーセン(作) 松岡 享子(訳) <こぐま社>
- ③「しんせつなともだち」 方 軼羣(作) 君島 久子(訳) 村山 知義(画) <福音館書店>
- ④「たいせつなこと」 マーガレット・ワイズ・ブラウン(作) うちだ ややこ(訳)
レナード・ワイズガード(絵) <フレーベル館>
- ⑤「ぞうのエルマー」 デビット・マッキー(文・絵) きたむら さとし(訳) <BL出版>
- ⑥「ともだち」 谷川 俊太郎(文) 和田 誠(絵) <玉川大学出版部>
- ⑦「どんなきぶん？」 サクストン・フライマン&ユースト・エルファーズ(作)
アーサー・ピナード(訳) <福音館書店>
- ⑧「ハリネズミと金貨」 V・オルロフ(原作) 田中 潔(文) V・オリシヴァング(絵)
<偕成社>
- ⑨「ぼくだけのこと」 森 絵都(作) スギヤマ カナヨ(絵) <理論社>
- ⑩「まっくろネリノ」 ベルガ・ガルラー(作) やがわ すみ子(訳) <偕成社>
- ⑪「みんなぜんぶいろいろな」 中川 ひろたか(文) 奥田 高文(写真) <ブロンズ社>

【中学校】

- ①「ハードル 真実と勇気の間で」 「ハードル2」 青木 和雄(作) <金の星社>
- ②「ビタミンF」 重松 清(作) <新潮社>
- ③「14歳 - Fight -」 後藤 竜二(作) <岩崎書店>
- ④「いのちのバトン」 相田 みつを(作) <角川書店>
- ⑤「ほたる館物語」 あさの あつこ(作) <ポプラ社>

⑤ 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める

「いじめ」を把握するためには、学校と家庭・地域社会・関係諸機関との連携を見直すことにより、学校・家庭・地域社会が一体となった指導の充実を図ることが必要です。そのためには、地域教育懇談会、道徳授業地区公開講座、保護者会などでの啓発や情報交換が重要となってきます。

【保護者会での担任からの啓発例】

普通、いじめる子どもは、自分の保護者にいじめている事実を隠します。ですから、その保護者は全く気が付きません。しかし、ときには、買い与えていないものを子どもが持っていたり、金品を与えた以上に子どもが持っていたりする場合があります。そのようなときには、ぜひ子どもに事実の確認をしたり、担任にご相談したりしてください。

いじめられている子どもは、保護者にもいじめられていることを隠すことが多いのでなかなか気付かないこともあります。しかし、けがやあざ、金品が頻繁になくなることが目立つ場合には、子どもに事実の確認を行ったり、担任に相談したりください。

また、いじめを傍観していた子どもが、学校でのできごとを保護者に話す場合があります。ぜひ、そのような場合にも担任にご一報ください。

学校もいじめの未然防止については、気を付けて指導をしています。保護者がいじめに対する「敏感な感性」をもつことや、積極的にいじめの問題について取り組む姿勢が、いじめの未然防止や早期発見につながるのです。今後とも学校と家庭が連携して、子どもたちの「心のサイン」を見逃さぬよう、健全育成に取り組んでいきましょう。

3 「いじめ対応」の校内体制づくり

組織的な対応による指導の充実を図るためには、いじめに係る校内体制や教員の動きを見直すことが大切です。

① いじめ発見のための教育相談体制の充実

【SC・心の教室相談員の活用事例】

1 事例の概要

(1) 背景・環境等

- ・中学校 3年生 A (男)
- ・Aは、祖父母、両親、弟の6人家族である。父は、3交代をしなければならない会社に勤務しているので、家にいないことが多い。母は、体が不自由な弟の身の回りの世話に日々追われている。両親、祖父母とも近所づきあいが少なく、学校とのかかわりも少ない。

(2) 概要

小学校時代から級友にからかわれてきたAは、中学生になり自分を変えようと努力してきた。しかし、級友はAの努力を認めず、からかわれた後のAの言動がおもしろいとして、引き続きいじめをやめなかった。身体の成長したAは、彼らに対し言葉での解決ではなく、暴力で抵抗しようとするようになった。

2 対応策及び事態の経緯

(1) 小学校時代

- ・Aは体が小さく、思ったことを言葉にして言うことができず、行動も敏速にできなかったため、男子生徒にからかわれた。
- ・それを気にして、学校を時々休むようになった。

(2) 中学校1年生

- ・Aは自分自身が変わればいじめはなくなるだろうと考え、自ら学級委員に立候補した。
- ・しかし、委員としての仕事をきちんとこなせず学級に迷惑をかけることが多く、級友はAにいらだちを感じるようになった。
- ・A自身も思うようにできない自分に嫌悪し、遅刻をしたり欠席をしたりするようになった。
- ・級友のいじめが再発し、Aは彼らに暴力をふるって抵抗するようになった。

(3) 中学校2年生

- ・2年生になってもAの断続的な遅刻や欠席は続いた。
- ・登校しようと途中まで来ても校舎に入れないでいる時があり、担任だけでなく学年主任や生活指導主任が迎えに出向いた。
- ・祖母は言うことを素直に聞きいれなくなったAに困り、家まで迎えに来てほしいと学校に電話をしてくるようになり、その都度教師が対応した。
- ・Aの欠席と遅刻は相変わらず続いたが、スクールカウンセラーや心の教室相談員の面談を受けるようになり、家庭とも連絡を取りながら徐々に自分で登校できるようになっていった。
- ・学級の中ではAの面倒を見る生徒も出てきたが、数名の生徒によるいじめが続いた。
- ・いじめに対してAは椅子を振り回したり、相手にけがを負わせたりするようになっていった。その都度家庭と連携しながら、スクールカウンセラーや心の教室相談員とのかかわり続けさせ、Aの内面に対して支援をした。しかし、奇抜な行動や暴力が度を超して見られるようになったため、学校だけで抱え込まず、教育委員会に連絡し、子ども家庭支援センターや児童相談所の支援を要請した。
- ・担任から相談を促したところ、保護者とAは、児童相談所の児童福祉司や心理判定員等とのカウンセリングを数回受けた。
- ・校内の体制としては、全職員で情報を共有し、Aに対する対応を共通理解するとともにスクールカウンセラーや心の教室相談員が親身になってAに話しかけ、担任は家庭訪問を繰り返した。それらのことにより、両親も学校に対して信頼感を取り戻した。

(4) 中学校3年生

- ・3年生になりAは高校進学を意識するようになり、奇抜な行動もなくなり頑張って登校するようになった。
- ・Aに対する指導・支援について、スクールカウンセラーの助言をいれながら学校全体で話し合いをもった。
- ・Aに対するいじめはなくなったが、他の生徒がからかわれているのを見て自分と同様のことをされている生徒を助けようとして、再び暴力をふるった。
- ・学校には、これまでは母親しか来ることがなかったが初めて両親がそろって来校した。
- ・Aの生活や将来について父親とも充実した話し合いができた。
- ・この事件以来、Aは落ち着いた生活を続け、周囲の生徒とも気軽に話ができるようになった。

いじめの実態を把握するためのアンケート調査の留意点

1 アンケート調査の実施方法

- ・アンケートに記入するときは児童・生徒同士の話し合いを禁止し、個々の児童・生徒のプライバシーを守る。
- ・記名については状況により判断する。
- ・現状について把握するために行うアンケートなので、あまり過去にさかのぼることなく、先週1週間程度の出来事について記入させる。

2 アンケートの項目は把握したい内容によって設定する。

- ・どのくらいの頻度でいじめが起こっているのか。
- ・どのようないじめが起こっているのか。
- ・児童・生徒がいじめについてどう感じているのか。
- ・児童・生徒がいじめについて第三者に話したか。
- ・いじめを止めるような行動がとられているのか。

※ いじめている人間をさがすための調査と児童・生徒に受け取られないように、肯定的な項目も入れるとよい。

学級内にいじめがあると思われるときの対応のポイント

1 いじめのサインを見落としていたり、いじめと認識せずにいることはないか

- (1)学級内の人間関係について、先入観にとらわれずに見直す。
- (2)表面的な行動だけをとらえるのではなく、行動の背景に、他からの命令や指示があるのではないかという意識で見る。
- (3)「いじめではないか？」という視点で見る・

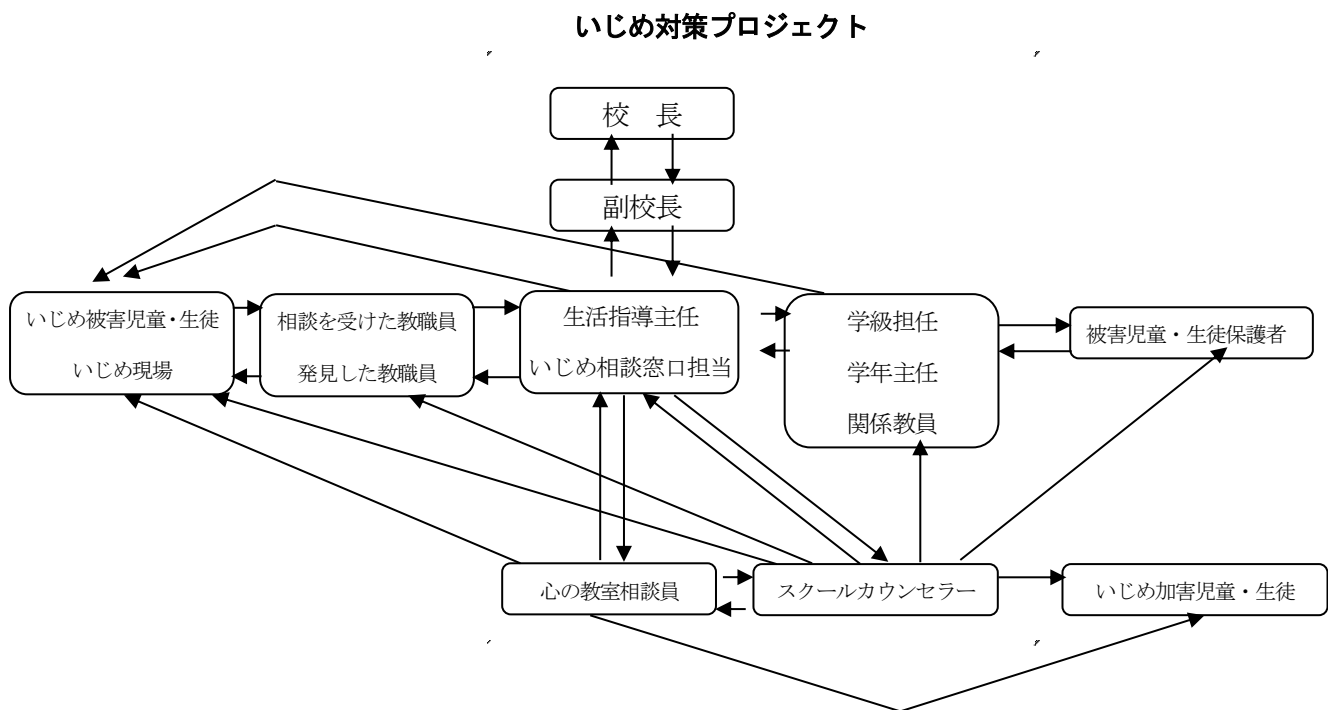
2 指導を開始する時期を誤らない

指導を開始する時期を逸して、いじめられている児童・生徒やその保護者から信頼を失うことがある。次のような場面が見られたら、速やかに指導を行う。

- (1)力関係の差異による、悪ふざけ、からかいなどがある。
(プロレスごっこ 荷物持ち)
- (2)加害側が、意識的又は無意識的に相手を傷付ける行為をしている。
(特定の子どもをよける 命令口調が多くなる 蔑視的なあだ名で呼ぶ)
- (3)被害側に、心理的または身体的な被害・苦痛があることが推定できる。
(体への傷・あざ 持ち物が壊されている 誹謗・中傷の落書き 金品の持ち出し)

※担任一人で判断するのではなく、必ず複数の教員(管理職、養護教諭、SC・心の教室相談員など)との情報交換を行い組織的に対応する。

② いじめ対策プロジェクトの設置



【いじめの未然防止】

- ① 定期的に「いじめ対策プロジェクト」を開催し、情報交換や対応策の検討を行い、いじめの未然防止を図る。
- ② 適宜、スクールカウンセラーや心の教室相談員も参加し、情報提供や助言を行う。

【いじめの発見時】

- ① 被害生徒からの相談や、いじめ現場を発見した場合は、生活指導主任に連絡をする。
- ② 以後、生活指導主任が連携の中心となって、担任等の関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害生徒への対応を始める。
- ③ 相談を受けた教員を中心に、被害生徒に許可をとりながらいじめの実態を掌握する。
- ④ 担任から被害生徒の家庭への連絡を行う。
- ⑤ 被害生徒に許可を得ながら、加害生徒への指導を速やかに開始する。
- ⑥ スクールカウンセラーから助言を得るとともに、被害生徒、加害生徒及び保護者へのカウンセリングを行う。
- ⑦ 必要に応じて心の教室相談員により、被害生徒・加害生徒への対応を行う。
- ⑧ 今後の対応を「いじめ対策プロジェクト」で検討する。

4 「いじめ」に対応できる校内研修

教師の人権感覚やいじめに対応する指導の充実を図るためには、「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用や、いじめに係る校内での研修を見直すことが大切です。

① 教師の人権感覚の向上

見直してみましょう あなたの人権感覚

指導という名のもとの

体罰

児童・生徒が自分の指示に従わなかったときに、無理やり言うことを聞かせようとすることはありませんか。

児童・生徒の心理状態を無視した一方的な指導は、体罰と同じです。教師の指示に従わなかったからといって、力で抑えようとすることはあってはなりません。

児童・生徒の心を傷付ける

乱暴な言動

— 生徒に向かって、「お前たちは…」と先生がおっしゃるのです。うちの子が「お前じゃない。」と言ったら、先生は国語辞典を示されて「お前というのはえらい人に対して使うんだ。」とうそぶくのです。—

これは、ある学校の保護者からの訴えです。この教師の態度は、児童・生徒の繊細な心を踏みにじる以外のなにものでもありません。

児童・生徒と保護者は、教師の言動のなかに人権侵害があることを見抜き、訴えています。

児童・生徒の

呼び方

児童・生徒を「〇〇」と名前だけで呼ぶことは、親愛の情の現れという人がいます。しかし、親愛の情は、教師と児童・生徒相互に通じ合える心の交流の上にはじめて成り立つものです。

児童・生徒はかけがえのない存在であり、人格を尊重することが大切です。人を呼び捨てにすることは、人格を否定することにつながります。

不用意な

言葉

児童・生徒に向かって、「何でこんなことができないの。」などと言うことがありませんか。

できなかったり、分からなかったりすることは、児童・生徒のせいなのでしょう。児童・生徒を責める前に、児童・生徒の特性や発達段階に応じたきめ細かな指導を行っているかを、まず問うべきでしょう。

「よくできたね。」「次は、〇〇だね。」という温かい言葉かけや励ましを児童・生徒は待っているのです。

プライバシーにかかわる

掲示物

作品展などの会場に、作品の横に制（製）作している児童・生徒の写真が掲示してあることがあります。一般の参観者に児童・生徒の頑張っている様子を分かってもらおうとの意図によるものですが、事前に、児童・生徒本人や保護者の了解を得ておく必要があります。

また、教室などに学習ドリルの進捗や忘れ物を示す一覧表、身体的状況を示すグラフなどを掲示することも、児童・生徒のプライバシーにかかわる重大な問題です。人権尊重の視点から教室環境を見直してみましょう。

不必要な

調査内容

児童・生徒の実態把握は指導上大切なことです。そのためにいろいろな調査表が用意されています。それらは従来から使用されていたものが多いはずですが、内容や項目を改めて再点検する必要があります。

たとえば、家庭生活票のなかに家族構成や保護者の職業・勤務先名等の記入を求めている場合、それは児童・生徒の教育にとって本当に不可欠な情報でしょうか。また、健康調査票などで、妊娠時の様子や出生時の体重などを一律に調査することも適切な方法とは言えません。

配慮に欠ける

作品

文集などの作品は、児童・生徒や保護者にとってよい思い出となる貴重なものです。そのなかに、友達のことを傷つけたり、人権侵害に当たる表現があったりしてはなりません。

また、文章表記で誤字・脱字が目立つ場合、児童・生徒のありのままの姿を大切にという考えからそのままにしていることは、その児童・生徒に対する指導の放棄と同じです。児童・生徒と一緒に正しく直すことは、教師としての責務です。

長期欠席の児童・生徒については、本人や保護者と十分連絡を取り、了解を得ながら可能な形で作品の制作にかかわれるよう配慮することが大切です。

個人が特定できる

研究資料

学校の研究報告書や校内研究会資料などに、個々の児童・生徒の事例が取り上げられることが少なくありません。

研究協議を深めるために事例は重要な役割を果たしますが、それはあくまでも部外秘の資料であり、外部に漏れることがあってはなりません。研究会終了後に回収し、破棄するなどの適切な配慮が必要です。

外部に発表する報告書や紀要などでは、個人が特定できるような記述は、厳に避けるべきです。

誤解を招く

表現

学校が発行する文書や冊子等では、その表現によって児童・生徒・保護者等に傷付く人がいないか、誤解を招くことがないか等、様々な観点から文章を検討する必要があります。

配慮すべきこととしては、例えば、女性や障害者、同和問題、外国人等に関わって蔑視につながる言葉は使用しない、身体の一部の名称を用いて物事の不十分性を示すような表現はしない、特定の職業に対する偏見や差別意識を助長するような表現はしない、などがあります。

公的な資料に掲載する

絵やイラスト

研究紀要等の公的な資料に掲載する絵やイラストについては、その絵を見る側の立場に立って、様々な人権課題に関わる偏見や差別意識を助長する恐れがないかどうかという観点から判断することが大切です。

例えば、絵やイラストの中には、身体の一部を省略・強調して描いたり、ユーモラスな描写にしたりする場合があります。こうした表現を一律に不適切であるとするのは、人権問題を表面的な事象のみでとらえることになりかねませんが、人をおとしめるような意図や悪意に満ちあふれている表現は許されるものではありません。それ以外の様々な描写については、あくまでも社会通念に照らして適切に判断することが大切です。

「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）より

② 事例研究の進め方

生活指導に関する教職員の力量を高めるとともに、問題行動の解決に向けた組織的な取組を推進するためには、校内研修会における事例研究を充実させることが必要です。

（１）事例研究のねらい

事例研究は、生活指導上の問題を提示し、指導過程やそれに関する資料を基に問題行動の要因や背景を理解するとともに、解決策を見出していく。

- ① 問題行動の要因・背景を明確にし、児童・生徒理解を深める。
- ② 児童・生徒に対する効果的な指導・援助法を研究する。
- ③ 教職員の共通理解を深め、教職員相互の連携を強める。

（２）事例研究の手順

- ① 児童・生徒のもつ問題を明らかにする。
- ② 児童・生徒理解のための情報収集を行う。
- ③ 問題解決のための指導仮説を立てる。
- ④ 指導方法を検討する。

（変化の目標を明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案）

5 インターネット等によるいじめ

○インターネット等による「いじめ」

インターネットがもつ匿名性と簡易性から、発見が困難であること、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたることなどが特徴です。いわゆる「ネットいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

○インターネット等による「いじめ」の背景

- ①直接相手に危害等を加えないので、罪の意識を感じにくい。
- ②対面してでは、張り合えない相手を攻撃できる。
- ③一瞬のうちに、不特定多数の「仲間」を味方につけることができる。

など、自分自身を安全な場所におきながら、他者を攻撃しようとする心理が、背景にあります。

○求められる未然防止・早期発見の取組

□教職員の日頃の情報交換を密にする。

多くの教員が経験したことのない、いじめの形態であるために、「ネットいじめ」の現状について、教職員の共通理解が必要になる。また、定期的にインターネットサイトを検索するなど、校内においても掲示板への書き込みや裏サイト等の監視体制をつくる。

□いじめ相談窓口を設置し、周知する。

子どもからのサインや情報を確実にキャッチできるよう、日頃から教育相談体制を充実させるとともに、いじめ相談窓口を設置し、児童・生徒、保護者に周知する。

□発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。

児童・生徒の発達の程度に応じて、情報モラル教育を意図的・計画的に実践する。その際、学校の教育課程（年間指導計画）に適切に位置づけ、系統的な指導を行うことができるようにする。

□保護者への啓発活動を行う。

携帯電話や、パソコン等の使用における家庭のルールを作るよう啓発する。

その際、保護者やPTAと連携を図り、参加・体験型の研修会を実施するなど、実効性のある活動を工夫する。

○学校で「ネットいじめ」が発生したら

事態の收拾

- ☐ 情報収集と事実の確認
- ☐ 教育委員会への報告
- ☐ 業者への書き込み等の削除要請
- ☐ 警察等の関係機関との連携

被害者対応

- ☐ 被害を受けた子どもの心のケア
- ☐ 「絶対に守る」という姿勢を示す

加害者対応

- ☐ 絶対にやってはいけないという、毅然とした態度で指導する
- ☐ 行動の背景や原因、子どもが抱える悩みや問題など、行動の裏にある児童・生徒の心理を理解し対応する。

全児童・生徒への対応

- ☐ 視覚情報モラル教育を徹底する
- ☐ 「いじめ」を許さない学級作り
- ☐ 知らないうちに加害者になりうる危険性を指導

保護者対応

- ☐ 関係する保護者への説明と対応
- ☐ 学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明

6 関係諸機関との連携

いじめ問題に対する組織的な対応を進めるためには、学校だけではなく、関係諸機関との密接な連携も大切です。

① 教育相談室等相談窓口の活用

「こども110番」…………… 03-3389-6980 月曜日から金曜日の9時から17時00分
教育センター教育相談室 …… 03-3385-8001 月曜日から金曜日の9時から17時00分
東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン …… 03-5800-8288 (24時間)
文部科学省 24時間いじめ相談ダイヤル …… 0570-0-78310 (24時間)
(なやみ言おう)

② 教育委員会との連携

「いじめ」と思われる事案が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する必要があります。その際、以下の点に留意してください。

- ・「いつ、どこで、だれが、だれと、どのような」経緯があつて起こったことなのか、時系列で記録をとる。
- ・当事者からの聞き取りだけでなく、それを見ていた周囲の児童・生徒からの聞き取りも可能な限り行う。
- ・加害者や、いじめの詳細が分からない場合であっても、躊躇せずに報告する。

③ 警察との連携

いじめの内容や、被害の程度によっては警察と連携して対応することも必要です。

野方警察署…………… 03-3386-0110 (生活安全課少年係)

中野警察署…………… 03-3366-0110 (生活安全課少年係)

新宿少年センター… 03-3372-8335 (新宿区西新宿5-3-1)

7 報道機関等への対応

報道機関等へは、学校の窓口を一本化して対応します。原則として、管理職以外の教職員は受け応えをすることがないように、校内での体制について共通理解を図っておく必要があります。

また、必要に応じて教育委員会と連携をしながら報道機関等へ対応していきます。

8 「いじめ防止対策推進法」の概要

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

「いじめ防止対策推進法」条文（一部抜粋）

第一条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

第三条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第四条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

第五条（国の責務）

国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第六条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七条（学校の設置者の責務）

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（以下省略）

9 中野区いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 14 日教育委員会決定
25 中教学第 7089 号

1 中野区いじめ防止基本方針の策定の意義

いじめはその対象となった児童等に深刻な苦痛を与え、時には当該児童等が登校できなくなったり、自殺にまで追い込まれたりするおそれがあるなど決して許されない行為であり、いじめの問題への対応は学校における特に重要な課題である。

この中野区いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、いじめの問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

2 本方針における用語の定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 学校

中野区立学校設置条例（昭和 36 年中野区条例第 1 号）別表に規定する小学校及び中学校並びに中野区立幼稚園条例（昭和 42 年中野区条例第 34 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。

(4) 児童等

学校に在籍する児童、生徒又は幼児をいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。したがって、いじめは絶対に許されない行為であり、児童等はいじめを行ってはならない。

4 いじめに対する基本的考え方

いじめはどの学校や学級でも起こり得るものであり、取り分け、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下に、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、次のとおり、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない雰囲気づくり

教師や児童等による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を築くことが大切である。そのため、学校の全教育活動の中で意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進して、児童等にいじめが重大な人権侵害であることを理解させるとともに、児童等による自治的かつ自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が行われるようにする。

(2) 温かい人間関係の構築

関わり合いを通して、他の児童等や教師その他の学校職員等との温かい人間関係を築くことが大切である。そのため、道徳教育を充実させ、思いやりの心を育てていくものとする。

(3) 早期発見及び的確な指導

児童等の心のサインを見逃さず、早期発見及び早期対応を図ることが大切である。そのため、教師は児童等との日常的なコミュニケーションや児童等の行動観察等を通して、その実態を把握するとともに、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

(4) 教員の指導力の向上及び組織的対応

いじめの防止等に適切に対応できるようにするため、個々の教員が鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、教員個人による対応に頼るだけでなく、スクールカウンセラーの活用等も含めた学校全体による組織的な対応を図るものとする。

(5) 「ネット上のいじめ」への対応

学校非公式サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを介して行われるいじめに対しては、関係機関等と連携して、情報収集や対応に努めるとともに、情報モラル教育の充実を図る。

(6) 家庭、地域社会及び関係機関との連携の強化

いじめの防止等を効果的に進めるためには、学校、家庭、地域社会及び関係機関が連携を強化することにより、学校、家庭及び地域社会が一体となって児童等の規範意識を養う指導体制を構築することが大切である。そのため、学校と地域との連絡会、道徳授業地区公開講座、保護者会等における啓発や情報交換を行うものとする。

5 中野区及び中野区教育委員会における取組

(1) 「いじめ総合対策」の実施

中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成20年9月に「いじめ総合対策」（別紙1）をまとめ、これに基づく取組を進めてきた。今後も法及び本方針に基づき取り組むべき具体的な内容として、「いじめ総合対策」を着実に実施するものとする。

(2) いじめの防止等のための組織の設置等

① いじめ等対策会議の設置

いじめの実態把握及び防止に向けた効果的な対策について定期的に点検及び協議を行うため、教育委員会に次の構成員により構成するいじめ等対策会議を置くものとする。

- ア 教育長
- イ 教育委員会事務局次長
- ウ 教育委員会事務局指導室長
- エ 中野区子ども家庭支援センター所長
- オ 中野警察署生活安全課少年第一係長
- カ 野方警察署生活安全課少年第一係長
- キ 中野区立中学校長
- ク 中野区立小学校長
- ケ 中野区生活指導相談員
- コ 教育委員会事務局指導主事

② いじめ等対応支援特別委員会の設置

法第28条第1項各号に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、同項に規定する組織として、教育委員会に第三者を含めた構成員により構成するいじめ等対応支援特別委員会を設け、同項に規定する調査及び学校等の対応の支援を行うことができるものとする。また、教育委員会において当該調査結果及び対応方針について協議の上、区長に報告するものとする。

③ 区長の措置

区長は、②による報告を踏まえ、必要に応じて再調査を行い、その結果に基づき対策を講ずるものとする。

(3) 本方針の検証及び改善

教育委員会は、定期的に本方針の内容及び取組について検証を行い、必要な改善を図るものとする。

6 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、法第11条第1項に規定するいじめ防止基本方針、本方針及び「いじめ総合対策」等を参酌し、当該学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっての具体的内容は、別紙2に定めるところによる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(3) 重大事態の対処等のための組織の設置等

学校は、重大事態が発生したときは、法第28条第1項に基づき、当該学校の下に同項に規定する組織を設け、同項に規定する調査を行うものとする。また、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を区長に報告するものとする。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

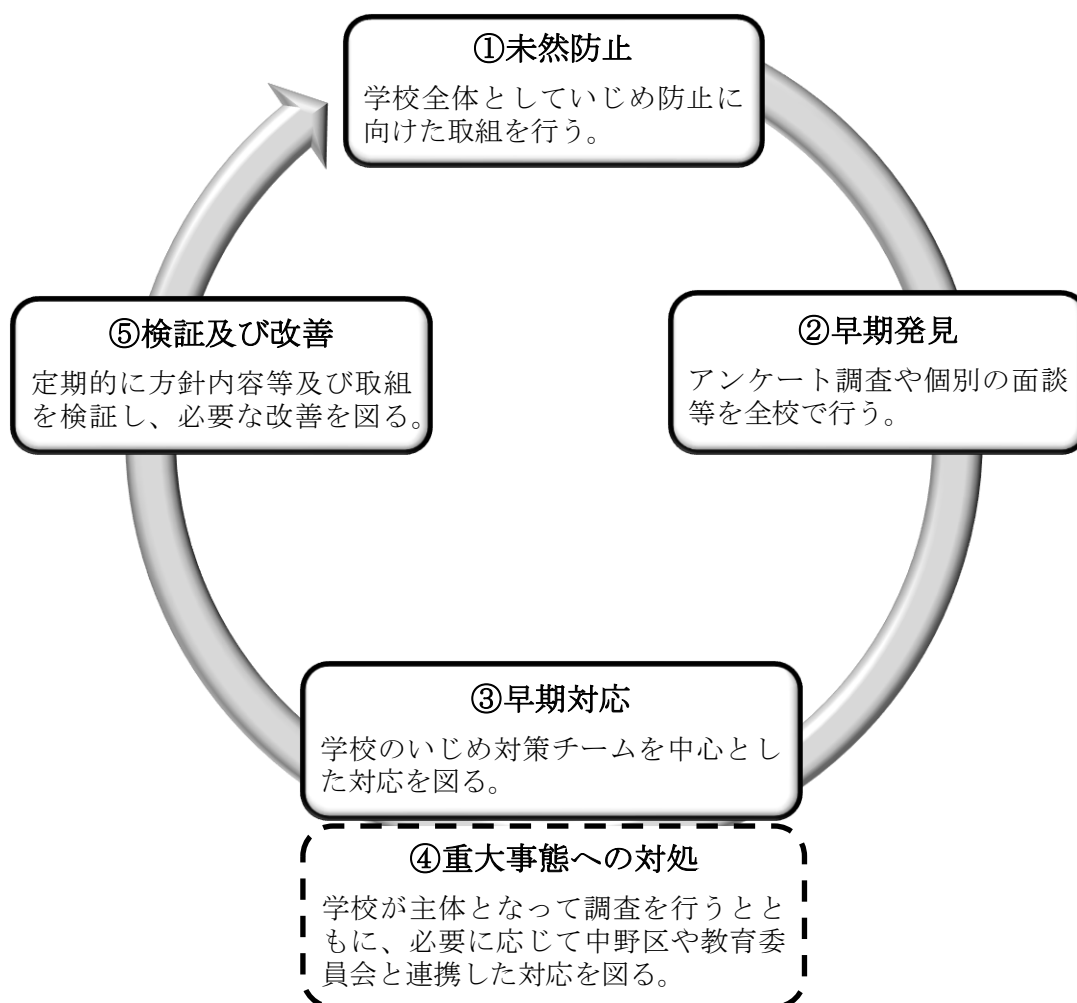
学校は、中野区及び教育委員会と連携して、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講ずるものとする。

(5) 学校いじめ防止基本方針の検証及び改善

学校は、定期的に学校いじめ防止基本方針の内容及び取組について検証を行い、必要な改善を図るものとする。

【学校におけるいじめの防止等の取組イメージ】

※ 各段階における取組例は、別紙2を参照



「いじめ総合対策」

別紙 1

① 学校・行政の取り組み

（早期に発見するために）

- 区立学校のすべての児童・生徒及び保護者を対象に毎年度アンケート調査を実施し、子どもたちが抱える問題の早期発見を図ります。
- ふれあい月間等を利用し、すべての児童・生徒の個別面談を実施し、児童・生徒が抱える問題の発見に努めます。
- 児童・生徒の状況について、より一層教職員間の情報共有を図ります。
- ボランティア等の協力を得て、児童・生徒の見守りを行います。
- 教育管理職経験者、臨床心理士などの専門家における学校巡回訪問を実施します。

（迅速に対応するために）

- いじめ対応マニュアル（「いじめ対応について」）を作成し、どの学校でも適切な対応をとれるよう努めます。
- 教育委員会の危機管理体制を再整備し、事故・事件発生時の迅速で適切な対応を図ります。
- 問題発生時に、学校の経営安定化や児童・生徒のケア等に当たるため、必要に応じ教育管理職経験者、臨床心理士などの専門家を学校に派遣します。
- 「いじめ対応について」を改訂し、全教職員に配布します。

（予防するために）

- 各学校では、教材を工夫しながら、生命や人権について深く考える人権教育を充実します。
- 各学校では、いじめ等に関する校内研修を実施し、教職員の対応力を向上します。
- 児童・生徒の情操を高めるため、読書活動を奨励し、優秀な読書感想文などについて区が表彰します。
- 「いじめ防止カード」を作成し、全児童・生徒に配布します。
- 「子ども 110 番」ポスターを作成し、各所に掲示します。

② 保護者・家族の皆さんへのお願い

- 子どもの様子がおかしいと感じたり、問題が生じたときは、早めに学校や教育委員会に相談してください。
- 子どもたちと一緒に過ごす時間を増やし、子どもの悩みを聞くなど十分な会話に努めてください。
- 子どもたちに他人を思いやる優しい心や、社会生活のルールやマナーを守ることの大切さを教えてください。
- 人とのつながり、生命や自然の大切さを家族でともに考える機会を持つようにしてください。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」など正しい生活習慣を身につけさせるとともに、体を使って外で遊ぶ機会を増やしてください。

③ 地域の皆さんへのお願い

- 子どもたちが、地域の様々な人々にふれあうことのできる機会を増やしてください。
- 他人の子でも悪いことをした場合は注意してあげてください。
- 登下校の子どもたちの見守りや、学習支援、環境整備など、学校運営に地域の方のご協力をお願いします。

学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっての具体的内容

別紙2

各学校が定める学校いじめ防止基本方針は、おおむね次の内容とし、学校のいじめに対する行動計画として、「個々の教職員は、自分が今、何をすべきか」、「保護者や地域は、何を協力すればよいのか」、「学校が児童等をどのように育てようとしているのか」が分かるよう具体的な内容を定めるものとする。

1 学校いじめ防止基本方針のねらい及び考え方

学校いじめ防止基本方針を定めるねらい及びいじめの対応への基本的な考え方を示すこと。

2 いじめの防止等を行う組織

平成24年10月に策定した「いじめ防止に向けて」を踏まえ、管理職、スクールカウンセラー、生活指導主任、いじめ相談窓口担当等を中心としたいじめの防止等を行う組織づくりを行うこと。なお、当該組織づくりに当たっては、新しい組織を立ち上げる場合、既存の組織にいじめの防止等への対応の機能を持たせる場合、既存の組織の下部組織としてワーキンググループを置く場合等が考えられる。

3 具体的な取組計画の作成

未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対応の各段階に応じて、次に定めるところにより、いじめの防止等に向けた効果的な対策を明示する。また、それぞれの取組内容を意図的かつ計画的に行う必要があることから、年間計画として策定することが必要である。

(1) 「未然防止」の取組内容

いじめの未然防止に向けた様々な活動を、学年及び学校全体の取組として示すものとし、既に行っている活動等についていじめの未然防止の視点や意義を加えて行うなど学校ごとに工夫して作成する。その際、体系的・組織的な取組を学校全体として進めていくことが必要であることから、学級独自の取組のみを学年及び学校全体の取組に代えて行うことは適切ではない。

○ 取組例

- ・ 道德の授業で「思いやり」、「生命尊重」、「規範意識」等を主題とした内容を各学級年間6回扱う。
- ・ 児童等によるいじめの未然防止に向けた標語コンクールや挨拶運動を年間2回実施する。
- ・ 情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の情報安全教室（ファミリールール）等を年1回開催する。

(2) 「早期発見」の取組内容

アンケート調査の実施、ふれあい月間等における個別面談の実施、相談週間の実施等学校における全体的な取組を計画する。調査や面談、相談の結果についても「いつまでに」、「どのように」精査し、どのような対応を図っていくのかを検討する必要がある、それらの取組内容についても明記する。特に平成25年度から全ての小中学校にスクールカウンセラーが配置されたことを受け、いじめの認知件数が多い

傾向にある小学校第5学年の全ての児童及び中学校第1学年の全ての生徒に対してスクールカウンセラーが面談を実施する。

○ 取組例

- ・ アンケート調査を毎月実施し、児童等の状況を確認するとともに、いじめを受けていると思われる事案がある場合には、本人、保護者及び関係者に聞き取り調査を行う。
- ・ 中野区はいじめアンケートを活用し、いじめの実態を把握するとともに、継続観察や継続指導が必要な案件は、いじめ対策チームを中心として対応に当たる。
- ・ ふれあい月間を利用してスクールカウンセラーとの個別面談を必要と認める学年の全ての児童又は生徒に対して行う。

(3) 「早期対応」の取組内容

発見したいじめへの対応に向けた学校の基本姿勢について明記する。教職員等が発見したいじめについては、速やかに校長に報告し、事実確認を行い、その後の対応方針を決定して実行する。また、全ての教職員に対して必要な情報を提供し、共通した取組を行う。

○ 取組例

- ・ いじめ対策チームを組織し、いじめを受けた児童等を守る体制を確立するとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対していじめ対策チームが指導に当たる。
- ・ いじめ対策チームは、対応の状況等について逐次職員に報告し、共通理解を図る。

(4) 「重大事態への対処」の取組内容

重大事態が発生した場合には、学校が主体となってその事案について調査を行うとともに、必要に応じて中野区や教育委員会と連携し、対応を図っていく。

○ 取組例

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合やいじめにより当該学校に在籍する児童等がおおむね30日以上の間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、重大事態として教育委員会に報告するとともに、改めて学級、学年又は全校の児童等にアンケート調査を行うなどして実態を把握する。
- ・ 必要に応じて、教育委員会、中野区子ども家庭支援センター、教育相談室、適応指導教室、警察、児童相談所等との連携を図り、解決に当たる。

4 検証及び改善について

各学校は、定期的に学校いじめ防止基本方針の内容及び取組について検証を行い、改善を図ることが必要であることから、いつどのように検証し、改善を図っていくのか明示する。

10 参考文献等

- (1) 人権教育プログラム（東京都教育委員会 平成25年3月）
- (2) 生徒指導提要（文部科学省 平成22年3月）
- (3) いじめ問題研究報告書「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」（東京都立教育研究所 平成9年）
- (4) 教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省 平成21年3月）
- (5) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

いじめ防止に向けて（改訂版）

平成２６年３月発行

〒164-8501 東京都中野区中野４－８－１

中野区教育委員会学校教育分野

電 話 ０３（３２２８）５５８９

ファクシミリ ０３（３２２８）５６８２